

## 社外役員を選任ガイドライン

株式会社リンクアンドモチベーションは、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社から独立性を有し、一般株主と利害相反が生じるおそれがないものと判断する。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者<sup>1</sup>
- (2) 当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与（社外監査役の場合）
- (3) 当社を主要な取引先とする者<sup>2</sup>又はその業務執行者
- (4) 当社の主要な取引先とする者<sup>3</sup>又はその業務執行者
- (5) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- (6) 当社の法定監査を行う監査法人に属する者
- (7) 当社から一定額を越える寄附又は助成<sup>5</sup>を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- (8) 当社が貸入れを行っている主要な金融機関<sup>6</sup>又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
- (9) 当社グループの主要株主（議決権保有割合 10%以上を直接又は間接保有する者をいう。以下同様。）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (10) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- (11) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
- (12) 過去 1 年間において上記(3)～(11)に該当していた者
- (13) 上記の(1)から(12)に該当する者（重要な地位にある者<sup>7</sup>に限り）の近親者等<sup>8</sup>

- 
- 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。但し、監査役は含まれない。
  - 2 当社を主要な取引先とする者とは、当社に対して製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が当該取引先の年間連結売上高の2%を越える者をいう。
  - 3 当社の主要な取引先とする者とは、当社が製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社取引先の年間連結売上高の2%を越える者をいう。
  - 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を越える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を越える金銭その他財産上の利益をいう。）
  - 5 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を越える寄附又は助成をいう。
  - 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全貸入れ額が当社の連結総資産の2%を越える金融機関をいう。
  - 7 重要な地位にあるものとは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
  - 8 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。